

別記様式第六（第十条関係）

道路使用許可申請書			
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日		奈良 警察署長 殿	
住所		奈良市登大路町80番地	
申請者 氏名		奈良 太郎	
(連絡先)		0742-00-0000	
道路使用の目的	例：○○における下水道埋設工事		
場所又は区間	○○市○○町○丁目○番地から○○市○○町○丁目○番地まで		
期間	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 13 時から 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 16 時まで (各日 午前○ 午後 10 時から 午前○ 午後 4 時まで)		
方法又は形態	例：○○工法による○○工事で、片側通行 等 例：別紙「○○図」のとおり		
添付書類	例：工事現場見取図、交通安全対策図		
現場住所	奈良市登大路町80番地		
責任者氏名	奈良 次郎	電話	0742-00-0000
第 号			
道路使用許可証			
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。			
条件			
年 月 日			
警察署長 印			

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
- 3 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 5 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に奈良県公安委員会に対して、審査請求ができます。（なお、処分のあったことを知った日から3か月以内であっても処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
- 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に奈良県を被告として（訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。）訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）